平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月 担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室 若年者等雇用促進特別奨励金 事業名 基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図る 上 政策体系上の 施策目標3 位置付け 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること 若年者雇用促進特別奨励金について、対象労働者の要件として雇用保険被保険者でなかった期間 を3年から1年に緩和し、年齢要件を35歳未満から40歳未満に拡大するとともに、支給額につ 事業の概要 いて中小企業の場合における支給額の増額及び支給期間の延長を行う。また、有期実習型訓練後に 常用雇用した場合においても、一定の要件のもと、当該奨励金を支給することとする。 【評価結果の概要】 (1) 必要性の評価 行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システ ムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格 差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進 行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、 市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) | 有 無 その他 (理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても 国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必 要がある 民営化や外部委託の可否 可 否 (理由) 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、 景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあるこ 国が主体となって実施する必要がある 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 右 (有の場合の整理の考え方) (2) 有効性の評価 事業の有効性 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多い とから、年長フリーター等をトライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に常用雇用す る事業主に対して若年者等雇用促進特別奨励金を支給することは、年長フリーター等の 年長フリーター等の数の減少に有効な手段である 常用雇用化を推進し、 (3) 効率性の評価 施策に関する 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多い 評価結果の概 ことから、若年者等雇用促進特別奨励金により事業主の教育研修に係る負担を軽減する 要と達成すべき フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である 目標等 (政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

(概算要求額:368百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 若年者雇用促進特別奨励金 の対象者数	支給対象者数により事業効果を把握する。

_____ (調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)			